

本学では、法人文書の開示実施手数料について、下記「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令 別表」に定める開示実施手数料の額としています。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令 別表

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額

	径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	
	リ 情報通信技術利用法の適用による方法	当該文書又は図画1枚につき10円
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)
4 スライド(9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1300円)
5 録音テープ(9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ フレキシブルディ	1枚につき50円に1ファイルごとに210円

	スクカートリッジに複製したものの交付	を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	チ 電子情報処理組織を使用する方法	1ファイルにつき210円
	リ 幅12・7ミリメートルのオープンリールテープに複製したものの交付	1巻につき7000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヌ 幅12・7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付	1巻につき800円（日本産業規格X6135に適合するものについては2500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8600円、10500円又は12900円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付	1巻につき1800円（日本産業規格X6142に適合するものについては2600円、国際規格15757に適合するものについては3200円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヲ 幅3・81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付	1巻につき590円（日本産業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについては、それぞれ800円、1300円又は1750円）に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複製したものの交付	6800円（16ミリメートル映画フィルムについては13000円、35ミリメートル映画フィルムについては10100円）に記録時間10分までごとに2750円（16ミリメートル映画フィルムについては3200円、35ミリメートル映画フィルムについては2650円）を加えた額

9 スライド及び録音テープ（第9条第5項に規定する場合におけるものに限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5200円（スライド20枚を超える場合にあっては、5200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額）
備考 1の項ハ若しくはニ、2の項ハ又は7の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		